

○大洗町議会政治倫理条例

(平成 23 年 6 月 20 日条例第 17 号)

改正 平成 27 年 9 月 3 日条例第 27 号

(目的)

第 1 条 この条例は、大洗町議会議員(以下「議員」という。)が町政に関して町民の厳粛な信託を受けていることを認識し、町民全体の代表者として人格及び倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、議員の政治倫理の確立並びに町政に対する町民の理解及び信頼の確保を図り、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員及び町民の責務)

第 2 条 議員は、町民全体の代表者として自らの役割を深く自覚し、町民の信頼に値する倫理性及び高潔性の保持に徹して活動し、その使命の達成に努めなければならない。

2 町民は、主権者として自らも町政を担い、公共の利益を実現する責任があることを自覚し、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(宣誓)

第 3 条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から 30 日以内に、宣誓書を議長に提出しなければならない。

(政治倫理基準)

第 4 条 議員は、次の各号に掲げる基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。

- (1) 町民全体の代表者として、その品位又は名誉を損なうおそれのある行為をしないこと。
- (2) 町民全体の利益を指針として行動し、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 特定のものの利益を目的として、町が行う許可、認可等又は町若しくは町が資本金等の 2 分の 1 以上を出資し、若しくは出えんしている法人(以下「出資法人」という。)が行う売買、賃借、請負その他の契約(以下「町契約等」という。)に関し、その地位を利用して、不正に影響力を行使しないこと。
- (4) 町又は出資法人の職員の採用、昇格等の人事に関し、その地位を利用して、不正に影響力を行使しないこと。
- (5) 原則として町から補助金の交付を受ける団体の代表等に就任しないこと。
- (6) 地域行事等の参加費負担に当たっては、寄附行為の疑念を抱かせないように実費相当額の負担を徹底し、行事主催者に対しその理解を求めること。

2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度を持って疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

(町契約等に関する遵守事項)

第5条 議員、議員関係者(議員の配偶者、2親等以内の親族又は同居の親族をいう。以下同じ。)又は議員関係企業(議員が役員を務め、又は実質的に経営に携わる企業(出資法人を除く。)をいう。以下同じ。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町契約等に係る受注を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせることのないよう努めなければならない。

2 前項の「実質的に経営に携わる企業」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 議員が資本金又はこれに準ずるものの3分の1以上を出資している企業
- (2) 議員が年額3,000,000円以上の報酬又は顧問料の給付を受けている企業
- (3) 議員がその経営方針に関与している企業

3 議員は、第1項の規定により町契約等に係る受注を辞退するときは、町契約等の辞退届を議長に提出するものとする。

4 議長は、前項の辞退届の提出があったときは、その写しを町長に送付しなければならない。

(政治倫理審査会の設置等)

第6条 政治倫理の確立を図るため、大洗町議会政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の委員は、議員全員をもって組織する。ただし、第8条第1項の規定により調査の請求の対象となった議員を除く。

3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

4 審査会の委員の任期は、議員の任期とする。

5 審査会の会議は、公開とする。ただし、委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができる。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(審査会の職務)

第7条 審査会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 次条の規定による調査に関すること。
- (2) 政治倫理の確立を図るため必要と認める事項に関すること。

2 審査会は、前項の職務を行うため関係人の出席を求め、説明又は意見の聴取その他必要な調査をすることができる。

(選挙人の調査請求権)

第8条 選挙人は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、その5人以上の連署をもって、議長に対し調査の請求をすることができる。

- (1) 第4条に定める政治倫理基準に違反する疑いがあるとき。
- (2) 第5条に定める町契約等に関する遵守事項に違反する疑いがあるとき。

2 議長は、前項の規定による調査の請求があったときは、直ちに調査請求書等の写しを審査会に提出し、調査を求めなければならない。

(調査結果報告書の提出)

第9条 審査会は、前条第2項の規定により調査を求められたときは、同条第1項の規定による調査の請求を受けた日から起算して90日以内に、調査結果報告書を議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告があった日から起算して7日以内に、当該報告に係る文書の写しを当該請求した選挙人に送付しなければならない。

(調査結果の公表)

第10条 議長は、審査会の調査の結果について、その要旨を広報紙等により速やかに公表しなければならない。

(調査結果の措置)

第11条 議会は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、懲罰特別委員会に諮り、法第134条及び第135条の規定の例により、必要な措置をとることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に議員である者に対する第3条の規定の適用については、同条中「議員の任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

附 則(平成27年9月3日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。